



Title	岸本辰雄とその自然法論
Author(s)	向井, 健
Citation	一橋論叢, 80(3): 277-292
Issue Date	1978-09-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/13273
Right	

岸本辰雄とその自然法論

向 井 健

一 はしがき

岸本辰雄——その名は、おそらく現時にあっては、一部の関係者ないしは専門家のなかでは知られているもの、ひろく人口に膾炙している人物とは決していいえないであろう。

しかし、彼・岸本こそは、「明治の文化史の上には一つの閑却し難い、立派な、輝かしい地位をもたねばならぬ」⁽¹⁾ いわゆる司法省法学校の出身者としてフランス法にきわめて明るく、わが国におけるフランス法学開拓者のひとりであり、⁽²⁾ さらに商法典編纂事業の埋れた恩人、加えて、明治法律学校Ⅱ明治大学の入生みの親Ⅴ入育ての

親Ⅴとして貢献した育英界の大立物でもあり、また在野法曹界の元老であるなど、かなり広範囲の領域にわたって目覚ましい活躍をした、とうてい忘却することのできない先覚者である。

「日本が西欧法を継受しはじめてから、すでに百年の年月が流れている。なにぶんにも、異質の社会地盤に近代法体系を受容していこうというのだから、それは本當に骨の折れる、たいへんな仕事に相違なかった。まず、最初の継受そのものが困難をきわめた。つぎには、継受した法典の意味・内容を把握することに追われた。その仕事はほぼ成るころになると、今度はさらに法典と日本の社会地盤との食い違いが問題になり出した。(中略)

(1) 岸本辰雄とその自然法論

日本の法律家は、この百年間、いつでもこういう喫緊の問題に当面しながら、ひたすら前向きに、休むことのない奮進を続け、現在の要請に応えようとして悪戦苦闘を繰り返してきたのである。⁽³⁾ 岸本も、またその先駆的かつ代表的なひとりに数えてよからう。

小稿は、岸本辰雄の小伝とその自然法論の断章を採りあげ、未熟な一考察をこころみようとするものである。

(1) 織田萬『民族の弁』五〇—五一頁(昭和一五年)。

(2) わが国におけるフランス法の研究史として、たとえば、野田良之「明治初年におけるフランス法の研究」『日仏法学』一号三頁以下、同「日仏法学交流の回顧と展望」『日仏法学』六号一頁以下、同「日本における外国法の摂取——フランス法——」『岩波講座現代法(一四卷)』一八四頁以下(昭和四一年)参照。

(3) 高梨公之「五大法律学校物語(一)」『法学セミナー』二四〇号八〇頁。

ちなみに、「五大法律学校物語」は、『法学セミナー』二四〇号より二四七号にいたる連続八回掲載された。

二 岸本辰雄小伝⁽¹⁾

岸本辰雄は、嘉永四年二月八日⁽²⁾、鳥取藩の下級武士

——二三俵四人扶持——岸本平次郎尚義の三男として生まれた。因州・鳥取藩は、幕末期三二万五、〇〇〇石、寛永九年に池田光仲が岡山より転封されて以来、一二代にわたった中国筋屈指の外様の雄藩である。

辰三郎とよばれた幼時より岸本は俊秀のほまれがたかったが、藩校・尚徳館⁽³⁾に学んで文武諸道を修め、ことに蘭式兵法に習熟、慶応二年には若年ながら拔擢されて隊司令官となり、京都に派遣された。帰藩後は新国隊に投じて兵制の研究に当たる。

明治二年、笈を負うて、彼は上京した。⁽⁴⁾ 翌三年に、「藩政時代の学生像から近代的學生像への転換期に誕生した學生として、學生史上重要な意味をもち、近代日本のエリート形成史上極めて意味の多い」⁽⁵⁾ 貢進生制度の発足をみるや、村岡範為⁽⁶⁾・前田精太郎の両名とともに鳥取藩の貢進生に推され、大学南校に入学した。⁽⁷⁾⁽⁸⁾ しかしほどなく、この制度はあえなく崩壊する。「それは暗黒の夜空に突然はげしい輝きを放った火花にも似たものであった。その制度の短命であったこともまた一瞬の火花にたとえることができるであろう」⁽⁹⁾。ここにいたって、彼の進路は重大な一転機をむかえる。いわゆる司法省法学校への

(3) 岸本辰雄とその自然法論

入学が、すなわちそれである。

同五年八月、八明法寮生徒V二〇名が決定したが、幸運にも岸本はその選に入った。「共ニ南校ヨリ転学シタル者ハ井上正一、栗塚省吾、熊野敏三、磯部四郎、木下広次、岸本辰雄、宮城浩三、小倉久等ナリキ」とは、その一員であった加太邦憲の述懐である⁽¹¹⁾。かくして彼ら——いわゆる司法省法学校正則一期生である——は、たとえば、「尋常一様の法実務家ではなかった」⁽¹²⁾ ジョルジュ・ブスケ (Georges Hilaire Bousquet)⁽¹³⁾ や、「日本近代法史上、永久にその名を止める」⁽¹⁴⁾ ボアソナード (Gustave Emile Boissonade)⁽¹⁵⁾ の講筵に列することになった。

法学校における岸本の英才ぶりは衆目の一致するところであって、ジョルジュ・ブスケ、ボアソナードともに彼を優等生とたくく評価している。八明法寮生徒Vには当初より修業年限に関して明確な定めがなかったのであるが、同九年七月をもって業を了えた彼は⁽¹⁶⁾、翌月、フランス留学の命をうけ、勇躍、在外研究の途についたのであった。パリ大学に通学した彼は、同一二年七月に法律学士 (Licencié en droit) の称号を授与され、翌一三年二月、無事に帰朝した。

同年四月の判事任官を振りだしに、気鋭のエリート法務官僚としてスタートした彼は、司法省議政局修補課・同省生徒課⁽¹⁷⁾勤務を経て、太政官御用掛・東京大学法学部講師・参事院議官補⁽¹⁸⁾・法制局参事官⁽¹⁹⁾・海軍主計学校教授などを歴任、同二〇年末に司法省参事官、さらに同二三年一月には大審院判事に登用された⁽²⁰⁾。しかしほどなく、予想だにできなかった激しい紛争にまきこまれ、彼はその渦中の一人となる。いわゆる司法官弄花事件⁽²¹⁾が、すなわちそれである。同二五年七月の懲戒裁判の結果、事件は証拠不十分で免訴となったが、これを契機として当時の司法首脳部はすべて更迭、彼も辞職する⁽²²⁾。その桂冠の直前、朋友・宮城浩蔵が死去した。

「辰雄乃ち代言人の免許状を受け東京新組合代言人会に入り浩蔵の代言事務所を継承し井本常治・町井鉄之介等と共に訴訟事務を取扱へり五月弁護士法の施行せらるるや直に弁護士登録を受け東京弁護士会に加入⁽²³⁾するにいたった⁽²⁴⁾」⁽²⁵⁾。同三〇年度の同弁護士会会長に就任⁽²⁶⁾、こえて同四二年五月、弁護士を廃業⁽²⁷⁾。その間の同三八年五月には、博士会の推薦で法学博士の学位をうける。

さて、岸本が新進の法務官僚として在朝法曹界に出発

した直後の明治一三年一二月、彼は宮城浩蔵⁽²⁸⁾・矢代操⁽²⁹⁾——ともに、いわゆる司法省法学学校正則一期生である——との連名で、明治法律学校の設立届を東京府知事・松田道之に提出、翌一四年一月に同校は発足した。今日の明治大学の誕生にはかならない。⁽³⁰⁾

明治法律学校設立ノ趣旨

夫レ法律ノ管スル所ハ其区域広漠ニシテ其目枚挙ニ遑マアラス蓋シ之ヲ大ニシテハ社会ノ構成ナリ政府ノ組織ナリ之ヲ小ニシテハ人々各自ノ権利自由ナリ凡ソ邦国ノ榮譽人類ノ命脈皆此学ニ係ラサルナシ嗚呼人文ノ開明国運ノ進歩ヲ図ル者此ヲ舎テ其焉クニカ求メンヤ

明治中興識者此ニ見ルアリ夙ニ博士ヲ泰西ニ徴シ或ハ学生ヲ海外ニ遣リ或ハ校ヲ創メ或ハ会ヲ設ケ孜々汲々至ラサル所ナク將サニ人民ヲシテ皆ナ法学ノ蘊奥ヲ極ムルヲ得セシメントセリ唯憾ムラクハ年月尚ホ浅ク未タ其功ヲ奏セス而シテ其弊ノ如キハ既ニ漸ク萌生シ人ヲシテ法学ヲ視テ以テ健訟ノ具ト為サシムルニ至レリ豈ニ救正セサル可ケンヤ生等学浅ク識拙キモ管テ自

ラ揣ラス聊カ救正ノ志アリ同心協力一校ヲ設立シ將サニ以テ公衆共同シ大ニ法理ヲ講究シテ其真諦ヲ拡張セントス名ケテ明治法律学校ト曰フ私ニ聖代ニ遭遇スルノ喜ヲ志ルスナリ斯挙ヤ実ニ上ハ国恩ノ万一ニ酬ヒ下ハ同胞相愛スルノ責ヲ塞クニ在リ請フ全国ノ志士鄙衷ヲ諒スルアラハ惠然来会シ相共ニ切磋シテ其功ヲ奏スルニ至リ以テ明治聖代ノ士タルニ恥チサランコトヲ聊カ記シテ本校設立趣旨ヲ陳スルコト爾リ

明治十四年一月

創立者⁽³¹⁾

きわめて格調たかい、すぐれて達意の文章といつてよい。

「あくまで地道かつ着実に『権利自由』の法意識と法律知識の育成をめざしたことは、『権利自由』の法思想を具体的で実務的な法律知識に結びつけるという意味でも、また、実務的な法律知識を理論的原理的に『権利自由』の法思想によって裏うちするという意味でも、注目されるところであり、また、岸本、宮城、矢代のような人々をえてはじめて可能なことであつた⁽³²⁾」にちがいない⁽³³⁾。

のちに岸本は、同校創立二〇周年記念式典の席上において、往時を回顧してつぎのとおり語っている。

数百年封建の余弊を挙げたる我邦に在りては、命令服従の旧慣、牢として抜く可からず、権利の思想殆ど絶無にして、法学普及の我邦に於ける、其の必要特に大なるものあり殊に予輩新に仏国より帰り、仏国に於ける法学の隆盛及権利思想の普及を見て、大に健羨に堪えず、是れ余輩若干の同志か、微力自ら措らず、敢て本校を創立したる所以なり。

(中略)

当時政治界の事情は、亦本校の創立及経営に、至大の困難を与へたりき、蓋諸君の熟知さるゝ如く、当時の政治界は、民権論の旺盛殆ど狂熱に近く、為に幾多不穩の挙動を見るに至り、政府は百万之を鎮圧して、特に漢学を奨励し、以て民権論を防遏せんとしつゝあり、是の時に於て私に一個法律専門の学校を建て、盛に権利を論じ、自由を説く、而して其の事を企てたる余輩同志は、共和国たる仏国の法理を学ひし者、政府者の猜忌を被ふる、寧ろ怪しむに足らざるものあり、

現に某貴頭は、当時余に対して、君は共和党の黴菌、社会主義の種子を養成する状、と詰責されしことあり、又当時本校の生徒僅々四十四人中、其の二人は国事探偵なりし事実あり、其の猜忌を被ふるの多大なりしこと、以て見るべし。⁽³⁴⁾

ここには、明治法律学校創立の動機ないし目的が、自由民権運動の高揚・激化と、それに対抗する政府側の弾圧という時期にあつて、あくまでも「権利思想の普及」にウェイトがおかれていたこと、さらに、「盛に権利を論じ、自由を説く」同校が、「共和党の黴菌」的存在として、また「民権論」サイドに加担する危険な集団として、官憲にきびしくマークされていたことなどが端的に示されている。

同二年八月にいたつて同校は、「学校ノ組織ヲ改正シ校長及ヒ教頭ヲ置キ岸本辰雄氏ヲ校長ニ宮城浩蔵氏ヲ教頭ニ推薦シ岸本、宮城、矢代三氏従来ノ幹事ノ制ヲ廢」した。かくして、岸本校長時代がつづく。⁽³⁵⁾同三六年八月に、明治大学と改称・改組以降もそれは変わらない。まことに彼こそは、「三十一年間も学校にとどまり、終

始校長の地位にあったので、文字通り生みの親であるし、育ての親⁽³⁷⁾といえよう。

彼・岸本辰雄は、同四五年四月四日に急逝した。東京・谷中墓地に眠る。

ところで、明治期を大きく特徴づけるものの一つは、きわめて旺盛な立法活動であって、明治三〇年代——それは日本資本主義の産業資本確立期でもあるが——までに近代的な諸法典が出揃ったことは、まことに驚嘆に値するできごとであった。これら諸法典の編纂事業の歩みを克明に辿り、それを生みだした国際的・国内的諸条件を分析・吟味することは、諸法典編修の意義を闡明するにとどまらず、わが国における近代化の特質の解明にとっても、また重要であろう。なぜなら、諸法典はそれぞれ程度の差はあるにもせよ、明治初年以降の法的発展を如実に反映するものであり、法典の内容・実効性および限界は、日本近代化の一つの指標となりうるものだからである。そしてまた、「この法典化事業こそ、その後今日にまで至る日本近代法および法学の性格を根本的に規定した⁽³⁸⁾」であったにちがいない。

明治一四年一月、岸本は日本海令草案審査局御用掛兼

勤になったのを手はじめに、翌年三月には商法編纂委員⁽⁴⁰⁾、同一年五月には会社条例編纂委員⁽⁴¹⁾、同一年三月

には破産法編纂委員⁽⁴²⁾と重要立法作業に参画、同二〇年一月、法律取調報告委員⁽⁴³⁾に就任し、こえて同二五年一月には民法商法施行取調委員⁽⁴⁴⁾となった。さらに在野時代にも、同二七年三月に法典調査会委員にえらばれて活躍⁽⁴⁵⁾、同四〇年五月には、司法省の法律取調委員会に在野法曹界の代表として選出され、三好退蔵・磯部四郎・鳩山和夫・江木衷らとともに審議に関与した。

立法事業に対する岸本の貢献度は、とりわけ商法典編纂関係にすこぶる顕著であって、その功績は——実はまだ埋れた部分が多いことはたしかであるが——たかく世に顕揚するに値しよう。

つぎに、岸本の著述をめぐって瞥見をあたえたい。いま彼の主要著作を、順不同のきらいがあるままに挙示すると、まず明治法律学校講法会から上梓された一連のいわゆる講義録がある。たしかに、先学の指摘するとおり、「校外生あるいは在外生制度は、法律学校のほとんどがこれを実施しており当時としては教育・経営の一つの柱をなしていた⁽⁴⁶⁾」のであった⁽⁴⁹⁾。明治法律学校が校内に講法

(7) 岸本辰雄とその自然法論

会を組織して講義録の発行に踏みきったのは、同二〇年一〇月のことである。同年以降、数年間にわたる八講法会・科目担当者一覧⁵⁰にしたがえば、岸本は、たとえば法学通論・仏国商法・仏国民法(売買編・時効編)・日本手形法・民法(人事編・財産取得編)・商法(第一編)などの講座を担当していたことが判明する。したがって、これらの諸科目の講義録は、とうぜん発刊されたにちがいないであろう。

現在、筆者の手許には、彼の労作である『法学通論』⁵¹、『法例講義』⁵²、『民法人事編講義』、『民法財産取得編講義』⁵³、『仏国民法売買編講義』、『仏国商法講義』、『商法講義』、『民法講義』、『帝国憲法要領』(明治二六年)の諸冊があり、これら以外に、たとえば『手形法破産法講義』、『仏国人事法講義』、『仏国商事会社法講義』なども上梓されたらしいが、未見に属する。講法会出版にかかるとの初期の一連の講義録は、すべて一定のスタイルで統一されているが、いずれも奥付を欠いているので、刊年その他は推定にたよらざるをえない。

右のほかでは、やはり講法会と密接な関係にあった新法註釈会より世におくられた『民法正義』、『商法正義』

などのコンメンタールがきわめて重要な述作といえよう。岸本は『民法正義』中、『人事編』八巻之巻・下V・『財産取得編』八巻之式V・『証拠編』の執筆を担当、さらに『法例正義』⁵⁴におよんだ。『商法正義』にあっては、その二・三・四の各巻の叙述をこころみだ。このほか、『改正商事会社法正義』(新法註釈会・明治二六年)などの逐条註釈書もある。

さらに、その当時、隆盛を誇った各種の法律専門誌に寄稿した論考もきわめて数多く、それぞれ珠玉の労作の名に値する出来映えであり、当時の学界に一石を投じた問題作もすくなくない。

(1) 岸本の経歴その他については、たとえば、東惠雄『明治弁護士列伝』一九七頁以下(明治三一年)、田能邨梅士『明治大学史』一七二頁以下(明治三四年)、奥平昌洪『日本弁護士史』七四四頁以下(大正三年)、松岡三郎『岸本辰雄論』『明治大学——人とその思想——』九頁以下(昭和四二年)、水野東太郎『明治法律学校と岸本辰雄』『法曹百年史』七四八頁以下(昭和四四年)、宮川康『明治十年代の法学エリート——岸本辰雄論——』『季刊明治』二四号三四頁以下参照。

なお、昭和四二年以降、明治大学広報課歴史編纂資料室

より編集・発刊されつつある『歴史編纂資料室報告』は、まことに貴重かつ利便な史料集であるが、とくにその第五集『岸本辰雄関係史料集(一)』(昭和四八年)は、岸本研究にとって重要基本文献たるを失わない。

(2) この生年月日は、『中外商業新聞』明治四五年四月五日号所載の記事に拠ったが、『明治大学学園だより』三四号四頁の記述はそれを補強するものである。従前の先行業績は、そのほとんどが嘉永五年とする。

(3) 尚徳館は、宝暦二年に藩主・池田重寛の提唱により設立が計画・推進され、その翌年に開校を見たが、文化九年の火災で焼失した。その後、再建・復活し、嘉永年間以降は徒士以下の子弟も收容した。その科目は、文に儒学・国学、武に弓馬・槍刀などがあり、一般的に水戸学風にならっていた。

(4) 岸本が箕作麟祥の家塾に通ったのは、この時期と推測される。大槻文彦『箕作麟祥君伝』五一頁(明治四〇年)参照。なお、『明治大学学園だより』三三三四頁参照。

(5) 唐沢富太郎『貢進生』一〇頁(昭和四九年)。

(6) 村岡範為馳については、前掲書・一五四頁以下、四〇六頁以下参照。

(7) 桑名藩貢進生であった加太邦憲は、後年、往時を追懐して語る。

「藩ヨリ大学貢進生ヲ命セラレ南校舎寮ニ入り毎月学資トシテ始メハ金五円ツツ後ニハ七円ツツヲ給セラル貢進生

ハ正則的ニ英仏独三語中ノ一及ヒ他日一専門ヲ修メシメ政府ノ用ニ供センカ為メ政府ヨリ特ニ命シテ大藩ヨリ三人中

藩ヨリ二人小藩ヨリ一人ツツノ秀才ヲ藩費ニテ貢セシメタルモノニシテ総数凡ソ三百五十名アリ而シテ井上毅平田東助等之カ舎監タリ尚ホ当時貢進生以外普通ノ入舎生(是ハ貢進生ト舎寮ヲ異ニス)及ヒ通学生三四百名アリタレハ総テヲ一括シテ学派ヲ區別シ学力ニ依リ等級ヲ立テ凡ソ二十名ノ英米仏独人ヲ雇ウテ教授セシメ大学大丞加藤弘之校長ノ地位ニ立チ同助教辻新次事務ヲ兼掌シ米人フルベッキ(元蘭人)教頭タリ予ハ五名ノ仏国教師ニ就キ仏語ニテ普通学ヲ修メタリ然ルニ翌年九月ニ至リ設置以來僅ニ一ケ年ニ過キサリ貢進生突如廃止セラレタリ」と。加太邦憲『加太邦憲自歴譜』八三―八四頁(昭和六年)。

(8) 大学南校とその変遷については、『東京帝国大学五十年史(上巻)』一一九頁以下(昭和七年)参照。なお、中山茂『帝国大学の誕生』三頁以下(昭和五三年)参照。

(9) 唐沢・前掲『貢進生』序文一一二頁。

(10) 加太・前掲『加太邦憲自歴譜』八八頁。

(11) 近年、八明法寮生徒Vに関して、短編ながら興味ある一文が発表されている。中川浩一『明法寮』生徒・中川元『書斎の窓』二四六号二五頁以下参照。

(12) 野田・前掲「日本における外国法の摂取——フランス法——」二〇一頁。

(13) ジョルジュ・ブスケについては、向井健「司法省御備

- 外人ブスケと商法講義』『法学研究』四四卷一号一〇四頁以下参照。なお、向井健『《ブスケ案》小論』『法学新報』八三卷一〇二一—二二合併号九一頁以下参照。
- (14) 福島正夫「ポアソナード博士の人格と務問制反対活動」『法学セミナー』二一六号一八頁。
- (15) ポアソナードに関する研究の深化は、近年とくに顕著といつてよからう。たとえば、さいきんの大久保泰甫『日本近代法の父ポワソナード』(昭和五二年)を筆頭に、野田良之「ポワソナードと陸羯南」『法学志林』七一巻二二三—四合併号二六頁以下、向井健「ポアソナードの自然法論」『法律時報』四五巻七号二二頁以下、同「ポアソナードの身分法思想」『家族——政策と法——(七巻)』一六五頁以下(昭和五一年)、同「明治八年・ポアソナード」『憲法論』小考』『一橋論叢』七八巻四号八三頁以下参照。
- さらに、堀内節「御雇法律教師のブスケとポアソナード」『比較法雑誌』八巻一—二二頁以下、同「明治初年における司法省御雇外国人関係記録抄」『比較法雑誌』九巻一—二七頁以下の両編は、ともに稀覯資料の覆刻をこころみて貴重である。西堀昭「元日本政府法律顧問ギユスタヴ・エミール・ポアソナード・ド・フォンタラビエ(一八二五—一九一〇)資料」『千葉商大紀要』一四巻二—二五頁以下、四号八三頁以下も、とくにポアソナードのキャリアをめぐる新資料を収めて看過できない基礎的作業である。
- (16) いわゆる司法省法学校正則一期生に、司法省が法律士の称号を授与したのは、明治一七年一月一七日のことである。司法省(編)『司法沿革誌』九三頁(昭和一四年)参照。
- (17) 司法省議政局修補課は、明治一三年四月一六日に同省内の局課改正により廃止されたから、彼が同課に所属したのはわずか一週間にすぎない。同日付をもって同省照査課(局に属せず)勤務に配置されたが、翌月二五日に同課が廃止されるにともない、同省生徒課(学校課の後身)勤務となる。
- いづれも、彼の母校であるいわゆる司法省法学校を管掌するポストである。さらに彼自身も同校で講義を担当し、後進を指導したのは見逃せない。たとえば、川淵龍起『川淵龍起自歴譜』三七頁(昭和八年)参照。
- (18) 明治一四年一〇月二五日付で、参事院御用掛に任ぜられて法制部勤務、翌月八日に同院議官補になる。
- なお、参事院の創設とその周辺について、山中永之佑『日本近代国家の形成と官僚制』二二八頁以下(昭和四九年)参照。
- (19) 内閣制度の発足とともに参事院は廃止され、内閣に法制局が設置されるや、明治一八年一二月二三日付で法制局参事官に登用、司法部勤務となった。
- (20) 大審院については、たとえば、向井健「大審院の創設とポアソナード意見書」『法学研究』四四巻六号九八頁以下

下参照。

(21) いわゆる司法官弄花事件に関しては、たとえば、我妻栄・林茂・辻清明・団藤重光(編)『日本政治裁判史録(明治・後編)』一七六頁以下(昭和四四年)参照。

(22) 退職は明治二六年三月である。当時の世評は、この事件をもって司法部内の暗闘であるとし、その結末を両成敗といっている。

(23) 奥平・前掲『日本弁護士史』七四六頁。

(24) 弁護士法施行以前の代言人の態様について、たとえば、向井健「原嘉道」『日本の弁護士』一四〇頁以下(昭和四七年)およびそこに引用する諸家の先行業績を参照されたい。なお、森長英三郎「弁護士自治の獲得と地位向上の歴史」『自由と正義』二六卷八号二頁以下参照。

(25) 明治二六年七月一五日現在の東京弁護士会の会員名簿に、岸本は登録されている。安達元之助(編)『東京弁護士会史』七八五頁(昭和一〇年)参照。

(26) 会長・岸本辰雄、副会長・城数馬である。前掲書・一二三頁、七一六頁参照。なお、日本弁護士連合会(編)『日本弁護士沿革史』三六七頁(昭和四四年)参照。

(27) 弁護士廃業と同時に、とうぜん東京弁護士会からも退会している。安達・前掲『東京弁護士会史』八〇八頁参照。岸本の登録取消の原因は必ずしも明瞭ではないが、おそらくは、東京弁護士会内部の激しい対立・内紛と、いわゆる海江田家相続事件における敗訴とが、直接的な動機と推

定される。後者については、奥平・前掲『日本弁護士史』一一三八頁以下、原嘉道『弁護士生活の回顧』五五二頁以下(昭和一〇年)参照。

岸本と原嘉道とは、弁護士としてのスタートはほぼ同時期であるが、大家と新進、フランス法派とイギリス法派、非協会派と協会派、などの根づよい派閥的対立もあって、両者の関係はきわめてデリケートであったにちがいない。

(28) 宮城浩蔵の略歴について、たとえば、日下南山子『日本弁護士高評伝』一八五頁以下(明治二四年)、田能邨・前掲『明治大学史』一八一頁以下、奥平・前掲『日本弁護士史』五五二頁以下、小林定義「宮城浩蔵論」『明治大学——人とその思想——』二五頁以下(昭和四二年)、宮川康「大学史ノート——創立者宮城浩蔵の人間形成——」『季刊明治』二三号二二頁以下参照。

なお、彼の刑法学説に関しては、たとえば、阿部純二・木村亀二「明治法律学校創設当時の刑法および刑事訴訟法の講義とその内容」『明治法律学校における法学と法学教育』九九頁以下(昭和四一年)、佐伯千俣・小林好信「刑法学史」『講座日本近代法発達史(一一卷)』二二八頁以下(昭和四二年)のほか、さいきんの沢登俊雄「宮城浩蔵の刑法理論」『法律時報』五〇巻五号六二頁以下参照。

(29) 矢代操の略歴について、たとえば、長野国助「矢代操論」『明治大学——人とその思想——』一七頁以下(昭和四二年)、唐沢・前掲『貢進生』二五八頁以下参照。

(11) 岸本辰雄とその自然法論

(30) 明治法律学校開設前後の時代的狀況ないし同校創立の歴史の意義については、中村雄二郎「草創期における明治法律学校」『明治法律学校における法学と法学教育』三頁以下(昭和四年)参照。なお、この論文は、中村雄二郎『近代日本における制度と思想』三〇一頁以下(昭和四二年)に再録されている。

(31) 前掲『岸本辰雄関係史料集(一)』一頁より引用。

(32) 中村・前掲「草創期における明治法律学校」二八頁。

(33) 明治三二年九月の開講演説においても、岸本は同様の趣旨を学生に訴えている。すなわち彼はいう。

「權利ハ文明的國民カ其生存ヲ維持スルノ要件タリ人ニシテ權利ナケレハ人ニ非ス權利ノ人生ニ必要ナルハ猶ホ其肉體ニ於ケル衣食住ノ必要ナルカ如シ社会ハ權利ノ戰場ニシテ吾人ハ終始間斷ナク此權利ノ戰場ニ坐臥云為セルモノナリ而シテ權利ノ性質、作用、行使、主張、抗争、恢復等ヲ知悉シ得ル所以ハ一ニ法学ニ在リ然ラハ則チ一般國民ハ何人ト雖モ又一日ト雖モ法学ノ必要ヲ免ル、コト能ハサルヤ論ヲ俟タス諸君我カ明治法律学校ノ設立ハ実ニ國民ノ為メニ此必要ヲ充タサシメントスルニ在リ即チ本校ノ目的ハ法律家ヲ養成スルト同時ニ法学ヲ普及スルニ在リ本校ノ過去、現在及ヒ将来ノ方針ハ一ニ此目的ノ実行ニ在ルナリ」と。『明治法学』二号——ただし、前掲『岸本辰雄関係史料集(一)』一四頁より引用。

(34) 『明治法学』二三号——ただし、前掲書・四四—四五

頁より引用。

(35) 渡辺俊子(編)「明治大学創立期年譜」『明治大学創立関係史料集』五四頁(昭和五〇年)。

(36) この時期を中心とした要領をえた明治法律学校史として、高梨・前掲「五大法律学校物語(四)」『法学セミナー』二四三—二四三頁以下参照。

(37) 松岡・前掲「岸本辰雄論」一一頁。

(38) 福島正夫「明治初年における西欧法の継受と日本の法および法学」『日本法とアジア(仁井田隆博士追悼論文集・三巻)』一七一頁(昭和四五年)。

(39) 元老院に日本海令草案審査局の設置を見、総裁・佐々木高行をはじめ審査委員が任命されたのは、同一三年末のこと、翌年一月から作業がスタートしたのであった。

(40) 商法編纂局の創設にともない、商法編纂委員に登用されたのである。委員長・鶴田皓、委員には、周布公平・長森敬斐・本尾敬三郎・岸本ら数名が任ぜられた。

(41) 会社条例編纂委員長には寺島宗則が就任、委員として、細川潤次郎・箕作麟祥・鶴田皓・周布公平・岸本らが選出された。

(42) 前註所掲の会社条例編纂委員長および各委員の兼任であって、別に農商務省より一名が特別参加した。

(43) かつて、磯部四郎は往時を懐旧して語る。「商法ニ関シテハ本尾敬三郎、岸本辰雄ノ両君カ主管シテ、草案ハ独逸人ノハロイスレルV氏ノ手テ起草サレマシ

タ」と。磯部四郎「民法編纂ノ由来ニ関スル記憶談」『法学協会雑誌』三一巻八号一五六頁。

岸本辰雄も追想して叙述する。

「明治十三年ニ至リ太政官法制局ニ於テ復タ草案ノ編纂ニ着手シ其起草ヲ独乙人ロニスレル氏ニ托セラレ余モ亦タ其編纂委員ノ一人ニテアリキ然ルニ政府ハ最初ノ目的ヲ達シ全部ノ編纂ヲ止メ各部ニ付キ草案ヲ起草セシメント欲シテ其編纂委員ヲ解キ或ハ会社法或ハ海上法或ハ破産法ト一部分毎ニ編纂ヲ命シタリ」。岸本辰雄『商法講義』三一四頁（刊年不詳）。

(44) 外務省にあつた法律取調委員会（委員長・井上馨）が、改めて司法省に移管され、山田顯義を委員長とする法律取調委員会が組織されたのは、同二〇年一〇月のことである。翌月制定された「法律取調委員会略則」にしたがえば、民法・商法その他の諸法典の編纂を目的とする同委員会は、「法律取調委員」をもつて構成するが、その下に、「法律草案ノ下調」をする「法律取調報告委員」があり、それが「組合」にわかれて「草案下調」をそれぞれ分担、委員会に出席して「法案ノ報告説明ヲ為スモ」「議決」の権限はあたえられず、また各組合の長は取調委員中より選出される機構である。

岸本は、法律取調報告委員に起用されて、本尾敬三郎・加藤高明・長谷川喬らとともに商法草案の下調べを分担した組合に所属したのであつた。

(45) 今村和郎はいう。

「報告委員ハ民法、商法、訴訟法、刑法、治罪法ヲ分任シ慣例ト實際トニ照シ西國ノ例ニ參シ以テ原案ヲ審査セリ案成ル毎ニ之ヲ委員總會ニ提出シ報告委員會ノ意見ヲ主持シテ討議ヲ尽シタリ而シテ委員會議ノ決スルヤ委員及ヒ報告委員ニ抽キ特別委員ヲ設ケ字句ヲ修改シ前後ヲ整頓セシメ以テ案ヲ成スニ至レリ」。今村和郎『解難』九頁（明治二三年）。

(46) いわゆる法典論争の結果、民法商法施行延期法律案は同二五年六月に第三帝國議會を可決・通過した。その公布にさきだち、同年一〇月、政府は民法商法施行取調委員会を設け、總裁・伊藤博文、委員長・西園寺公望、委員に、村田保・穂積八束・富井政章・梅謙次郎・長谷川喬・本尾敬三郎・岸本らを任命、この法律案の上奏可否につき審議せしめたのであつた。

(47) 明治民法・明治商法の成立に關するきわめて簡潔な要約として、短編ではあるが、向井健「明治民法・商法」『日本資本主義発達史の基礎知識』一六六頁以下（昭和五〇年）参照。

(48) 高梨公之「五大法律学校とその実態——明治三〇年における——」『日本法学』三八巻三号三九—四〇頁。

(49) 井上正一は回顧して語る。

「此等私立法律学校中ニハ其講堂ニ於テ教師カ親シク学生ニ私国民法又ハ旧民法等ヲ講授スルノミナラス其講義ヲ

筆記印刷シテ聴講ノ余暇ナキ学生所謂校外生ニ頒チ仏国主義ノ法律思想ヲ我國民ニ伝播セムコトヲ務メタノテアリマ

ス」と。井上正一「仏國民法ノ我國ニ及ホシタル影響」

『仏蘭西民法百年記念論集』七一―七二頁（明治三八年）。

(50) 前掲『明治法律学校における法学と法学教育』附録二

四頁以下参照。

(51) 『法学通論』は、明治三十一年にいたってスタイルを一新した新版が公刊されている。なお、本書の初版本の刊年

については、一六頁・註(9)参照。

(52) 『法例講義』も、同三十一年に新版が上梓された。

(53) 『民法財産取得編講義』の八巻之巻Vは、矢代操との共著になっている。同書・三八七頁において、岸本はつぎのように述べる。

「諸君、以上本編第一条ヨリ第五十五条ニ至ルノ講義ハ予カ最モ親愛ナル学友故矢代操君ノ手稿ニ成ルモノナリ氏ハ本校并ニ本会創立以來満心斯事ニ鋭意碎身シ勉務是レ怠ラサリシモ惜哉天之ニ仮スニ年ヲ以テセス中道ニシテ其講義ヲ絶チシム実ニ遺憾極リナシ而シテ余其遺編ヲ襲テ以テ之ヲ講述スルノ任ニ当レリ」と。

ちなみに、『民法財産取得編講義』八巻之式Vは全編が岸本の叙述である。

(54) 『法例正義』のみの一冊本も流布しているが、筆者所蔵本は、『民法正義』中の『人事編』八巻之式・上下V(井上正一・亀山貞義)との合冊本の形式を成している。

三 岸本の自然法論

法に関する哲学的思索は、ギリシャ・ローマの古えから現代に至るまで自然法の概念を中軸として展開し来ったと云つても、恐らく過言ではなからう。実に哲学一般、特に実践哲学一般の内面において法理学が相対的独立性を獲得するに至ったのも、自然法の理論の形態において、言い換えると、一七・八世紀のころのヨーロッパに栄えた自然法学の形態においてであった。一九世紀の前半における歴史法学の崛起と共に、自然法学は影の薄い存在となりおわたつたかの如き観を呈したが、その実は自然法思想の諸成分は法理学および法律学におけるさまざまの学派の理論の内面に滲透し、それらの理論の構成の上に侮るべからざる役割をつとめたのであった。

— 恒藤 恭⁽¹⁾

「法とは何かを考えるに当り先ず検討しておかなければならぬ一つの問題がある。それは、自然法をどうとり扱うべきかという問題である」⁽²⁾

たしかに、自然法論の歴史は長く、かつ古い。「法哲学は、最初から一九世紀の初頭にいたるまで、すべて自然法論であった」⁽³⁾といわれるように、自然法論の足跡は、法哲学とともに始まる⁽⁴⁾。歴史的に変化する実定法のうえ

に屹立し、その基準となるべき自然法が存在するという観念は、古代から近代にいたるまで、法思想のもっとも主要な潮流を成してきた。

近代社会とその市民法秩序の動揺を背景に、一九世紀から二〇世紀初頭にかけての自然法の再生は、そのころ支配的であった法実証主義的傾向に対する反動として現出し、ついで、第二次大戦後における現代自然法論の本格的登場となった。⁽⁵⁾

今世紀が生んだ偉大な法制史家であるハインリッヒ・ミッタイス (Heinrich Mitteis) は強調する。「自然法こそが真に妥当する法である」と。さらにいう。「実定法は、それが正義、つまり自然法の要求にそわなくなった場合には、退却しなければなりません。自然法は実定法を破る——この命題の中に、われわれのすべての論証は要約される」と。まことに、「近代の法思想史……は非常に多彩であると同時に魅力的である」といってよい。さて、その著『法学通論』⁽⁶⁾において、岸本辰雄はいう。

人ノ性タル必ス人ト相依リ相資ケ社ヲ為シ以テ其生ヲ遂クルコト凡テ肢髓ノ被服ニ於ケル心ノ嗜好ニ於ケ

ル威ナ人ニ資テ得ルニアラサルナキハ固ヨリ言ヲ俟タス是ヲ以テ人モ亦誰レカ己レカ人ニ資ルト人ノ己レニ依ルト相須ツテ社ヲ為スノ理ヲ信セサル者アラシヤ蓋シ人々保護ヲ得ルハ相依リ相資ケテ社ヲ為スカ故ナリ実ニ社ナルモノハ人々己レカ自由ヲ得ント欲シテ先ツ人ノ自由ヲ尊敬スルニ在リ若シ然ラスシテ人々己レカ自由ノ為メニ人ノ自由ヲ顧ミサレハ弱ノ肉ハ強ノ食トナリ相奪ヒ相害シテ而シテ後ニ止ムノミ是故ニ人々社ヲ為シ其目的ヲ達スル為メニハ道理上必ス守ラサル可カラサル所ノ法則アルヲ認メサル可カラス此道理ヨリ出テタル自然ノ法則ヲ名ケテ性法又ハ自然法ト云フ⁽¹⁰⁾

彼はつづけて、「余輩性法ト名ツクルモノハ其附スル所ノ名称ノ如何ヲ問ハス天ノ賦スル所、良知ノ悟ル所、道理ノ顯ハス所ノ訓戒ニシテ決シテ人々相群スルニ及ンテ初メテ生スルモノニアラス而シテ此訓戒ハ唯タ道ノ要旨ニアラス即チ法ノ規則ナリ」とし、「又之ヲ名ケテ不易ノ法ト云フ假令立法者ニ於テ自然法アルヲ信セス之ニ背キテ法ヲ立テ社会ヲシテ危険ニ陥ラシムルニ至ルモ安

ンソ能ク自然法ヲ消滅セシムルヲ得ンヤ是レ他ナシ此理ハ人ニ先タツテ既ニ存在セシモノナレハナリ」と説述している。

『法律志叢』誌上に、彼の論説「性法ニ基テ契約ノ効力ヲ論ス」が登載されたのは、明治一五年一月のことであつた。⁽¹³⁾

冒頭において彼は、「己ニ承諾ヲ与ヘテ一旦結了シタル契約ハ各自必ラス相遵守セサル可ラス即チ契約ノ効力以テ人ノ自由ヲ束縛スルヲ得ルハ社会一般ノ通則ニシテ古今人ノ疑ヲ容レサル所ナリ然レトモ性法ニ基テ之レヲ論スルトキハ契約ノ是ノ如キ強大ナル効力ヲ有スルハ何レノ点ニ根シ来テ然ルヤ是レ余輩カ今論定セント欲スル所ナリ」とし、さらに、「性法ノ元則タル人ヲ害スル勿レノ一言ニ由レハ契約ハ必ラス遵守スヘキハ論ヲ待タサルカ如シト雖トモ是レ皮相ノ偏見ニシテ其実大ニ然ラサル者アリ則チ人ニ損害ヲ加フ可ラサルカ為メニ契約ハ必ラス之レヲ履行セサル可ラスト云ハ、若シ其損害ヲ弁償スルトキハ如何ナル場合モ之レヲ履行セスシテ可ナルカ如シ然ラハ則チ契約ノ効果ノ何レニ在ルヤ」と説いて、行論をすすめている。

彼の所論中に展開される主張は、すこぶる平易・明快、彼のもつ実務家的な問題意識の側面を、かいま見せる。さらに、ユニークな見解の一端も開陳されて、興味をよぶ。そこには、ブルジョア自由主義者としての彼の片鱗を窺知させるものがある。

「近代日本法思想史あるいは近代日本法理論史は、未開拓の学問領域である」とする先学の指摘はたしかに正鵠といえよう。彼・岸本辰雄の業績についても、この面からのアプローチが、つよく希求されるゆえんである。

(1) 恒藤恭「ヘーゲルによる自然法学批判について」『法の基本問題』二八五頁（昭和一年）。ただし、新かな遣いに改めた。

(2) 加藤新平『法哲学概論』一五八—一五九頁（昭和五年）。

(3) G・ラートブルフ、田中耕太郎（訳）『法哲学』（ラートブルフ著作集1）一二五頁（昭和三六年）。

(4) 加藤新平教授もいう。

「自然法の思想は、古代以来、一八世紀の末、一九世紀の初め迄、時により消長はあつたが連続として西洋法思想を貫いて生きつづけ、法に関する原理的考察は自然法を中心として行われて来たと言つてよい。だからまた法哲学の古い名称は自然法（論）であつた」と。加藤・前掲『法哲学

概論』一五九頁。

(5) 現代自然法論の問題点を指摘する論稿として、たとえば、南利明「戦後自然法論をめぐる若干の問題」『法思想の諸相(2)』一二二頁以下(昭和四六年)、同「Über das Naturrecht」『現代自然法の理論と諸問題』六七頁以下(昭和四八年)参照。

(6) H・ミッタイス、林毅(訳)『自然法論』六七頁(昭和四六年)。

(7) 前掲書・六八頁。

(8) 矢崎光圀「近代法学史における市民法学と社会法学」『法律時報』四八巻五号七九頁。

(9) 前節においてすでに触れたとおり、明治法律学校講法会出版にかかる、とくにその初期の一連の講義録は、いずれも奥付を欠いているので、刊年その他について正確にキヤッチできない憾みがある。

講法会発足当初より岸本は「法學通論」の講座を担当し

ているが、本書の別の個所の叙述にしたがえば、ボアソナード担当の「人性法講義」以降におこなわれた講義内容の活字化と推測される。したがって、岸本の『法學通論』初版本の上梓は、おそらくは明治二一—二二年前ではなからうか。

(10) 岸本辰雄『法學通論』一〇—一一頁。

(11) 前掲書・一四—一五頁。

(12) 『法律志叢』についての簡潔な解説として、西田長寿「法律雑誌、法律志叢、明法志林」『明治文化全集・月報』一四号八七頁以下参照。

(13) 『法律志叢』八七号・九一号の二回連載、ともに明治一五年一月の発行である。なお、この岸本論文にかぎり、引用頁数の記載を省略した。

(14) 松尾敬一「大正・昭和初期の法理論をめぐる若干の考察」『法思想の諸相』二三頁(昭和四五年)。

(慶応義塾大学教授・東京大学講師)